

# 保健だより

平成30年4月11日発行

県立神戸高等学校 保健室

ご入学、ご進級おめでとうございます。

新入生を迎える新学期が始まりました。保健だよりでは、保健行事や心と身体の健康に関する情報をお知らせしてまいります。



## 学校感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法及び施行規則により、生徒が学校感染症にかかった場合、本人の休養と他人への蔓延及び流行を防ぐため、出席停止扱いになります。ご子弟が学校感染症に感染していると医師より診断された場合は、速やかに学校へ連絡をしてください。状況に応じた指示をしますが、原則として医師の登校許可ができるまで、学校を休み、家庭でゆっくり療養させてください。

なお、医師より学校への登校許可がでましたら、出席停止届を後日、学級担任までご提出ください。

### <学校感染症とその出席停止期間>

学校感染症の種類		出席停止期間
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱したのち3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
第三種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎		
その他の感染症		

## 日本スポーツ振興センターの災害給付制度について

学校管理下でけが等をして、医療機関を受診した場合、日本スポーツ振興センターより、医療費の給付が受けられます。

### ■学校管理下とは

授業中、休憩時間中、部活動中、学校行事、登下校中など

### ■給付が受けられるのは

初診から治療が終了するまでの医療費が病院で 500 点以上、接骨院では 5,000 円以上が対象になります。

※学校管理下における負傷等により医療機関を受診される場合には、福祉医療費受給者証は使用しないでください。

### ■給付手続きの仕方

該当する場合は、速やかに保健室にお知らせください。申請書類をお渡します。

## 学校医の先生の紹介

内 科 辻本 英明先生（辻内科）

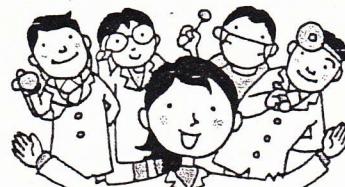
内 科 秦 文彦先生（秦内科クリニック）

眼 科 谷 恵美子先生（谷眼科）

耳鼻科 杉本 和彦先生（杉本耳鼻咽喉科）

歯 科 末岡 広太郎先生（末岡歯科）

薬剤師 吉田 維都子先生



## 健康診断の結果について

3月から6月にかけて、定期健康診断を実施しています。健康診断の結果は、プリント（受診勧告書）でお知らせします。受診勧告を受けた人は、早めに受診してください。なお、受診結果は保健室へ提出してください。

保健室の

**嶋田と田口**です。

よろしくお願ひします。